

中津川市空き家再生リフォーム事業のご案内

○対象となる空き家

- ①市内に個人が居住を目的として所有し、現に居住していない建物（以下「空き家」という。）
- ②市内に個人が居住を目的として所有し、現に自己の居住の用に供している又は現に居住していない建物（近く居住しなくなる予定のものを含む。）かつ事業用部分で事業を行っていない建物（以下「空き店舗併用住宅」という。）

○対象となる工事

- ・表に定める建物の機能又は性能を維持又は向上させるため、修繕、補修、模様替え、取替え等

対象の工事	外壁の塗り替え又は塗装
	壁紙、床の張り替え等の内装工事
	屋根、瓦、雨樋等の改修
	畳の表替え
	風呂、台所、トイレ等の水回りの改修
	室内の建具（障子、ドア、カギ、窓、ガラス等）の取り換え
	給湯設備の設置（工事を行う場合）
	バリアフリー改修（手すり、段差解消、廊下幅の拡張等）
	照明器具の改修（蛍光灯の取り換えのみは対象外）
	外壁、屋根、天井等の断熱化工事
	その他市長が認めるもの
対象外の工事	住宅構造の改修を伴わない機器（エアコン、照明等）の購入
	カーテン、家具、調度品（食器棚、下駄箱等）等の購入や設置
	シロアリ駆除その他の防虫費用
	建物外（テラス、車庫、物置等）の工事
	火災警報器、防犯機器、ドアホン等の設置
	家具の転倒防止器具の設置
	電話、インターネット等の配線工事
	薪ストーブ又は太陽光発電システムの設置
	ハウスクリーニング
	合併処理浄化槽の購入や設置
	その他市長が認めるもの

○補助金の交付対象となる方

- ・空き家を住宅として賃貸するために必要なリフォーム工事を行う所有者
- ・空き家を自己の居住のために賃借し、所有者の承諾を得て必要なリフォーム工事を行う借受者
- ・空き店舗併用住宅の住宅部分は居住の用に供し、かつ、店舗部分を賃貸するために居住部分と店舗部分を分離するために必要なリフォーム工事を行う所有者
- ・空き店舗併用住宅を自己の居住及び事業のために賃借し、居住部分について所有者の承諾を得て必要なリフォーム工事を行う借受者
- ・賃貸借の契約をした日から6月以内であること
- ※三親等以内の親族間での賃貸借契約ではないこと。

○補助金の交付条件

- ・ 3年間以上賃貸又は賃借できる方
- ・ 市税の滞納がない方
- ・ 市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者とリフォーム工事の契約を締結する方（又は自らリフォーム工事を行い、リフォーム工事のための材料の調達及び機材のリースをする方）
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方
- ・ 過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことのない方

○補助金の額

- ・ 補助金の額は、リフォーム工事費用（税抜き）の2分の1（千円未満の端数は切捨て、上限40万円）です。

※ 詳細は、添付の中津川市空き家再生リフォーム事業補助金交付要綱をご覧ください。

（別紙へ続く）

補助金の申請から交付までの流れ

1、補助対象住宅の認定申請

・次の表により、必要書類を市へ提出してください。

補助対象者	認定申請の時期	必要書類
空き家又は空き店舗併用住宅の所有者	・リフォーム工事の契約を行う前 ・自らリフォーム工事を行う場合は、リフォーム工事のための材料の調達及び機材のリースをする前	1、中津川市空き家再生リフォーム事業補助対象住宅認定申請書（様式第1号） 2、所有権の分かる書類 3、改修予定部分を明記した平面図及び写真 4、リフォーム工事に係る見積書
空き家又は空き店舗併用住宅の借受者	・賃貸借契約を締結し、かつ、リフォーム工事の契約を行う前 ・自らリフォーム工事を行う場合は、リフォーム工事のための材料の調達及び機材のリースをする前	1、中津川市空き家再生リフォーム事業補助対象住宅認定申請書（様式第1号） 2、所有権の分かる書類 3、賃貸借契約書の写し 4、当該リフォーム工事に係る所有者の承諾書（賃貸借契約書に当該リフォーム工事を承諾する旨が記載されていない場合） 5、改修予定部分を明記した平面図及び写真 6、リフォーム工事に係る見積書

2、市からの認定通知

・市は、上記1の提出書類の内容を審査し、補助金の交付対象と認定した場合は、申請者の方に通知します。

3、補助金の交付申請と実績報告【リフォーム工事完了後】

・リフォーム工事が完了したら、次の表により、必要書類を市へ提出してください。

補助認定者	必要書類
空き家又は空き店舗併用住宅の所有者 (認定通知を受けた日から <u>1年以内</u> に右の書類を提出すること)	1、中津川市空き家再生リフォーム事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第4号） 2、賃貸借契約書の写し（空き家又は空き店舗併用住宅の所有者が補助認定者の場合は、リフォーム工事が完了し、かつ、その空き家又は空き店舗併用住宅の店舗部分の賃貸借契約を締結する必要があります。） 3、リフォーム工事に係る工事契約書の写し又は請求書の写し（工事内容が分かるもの） 4、リフォーム工事代金の領収書その他支払いが完了したことが分かる書類の写し（自らリフォーム工事を行った場合はリフォーム工事に係る材料代、機材等のリース代の請求書及び領収書） 5、写真（リフォーム工事の工事前及び工事後の状況が確認できるもの） 6、補助認定者の完納証明書その他市税の未納がないことが分かる書類 7、空き家に居住した方の世帯全員の住民票（空き店舗併用住宅の所有者が申請する場合を除きます。）【本籍・続柄が省略されていないもの】
空き家の借受者 (認定通知を受けた日から <u>6月以内</u> に右の書類を提出すること。)	1、中津川市空き家再生リフォーム事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第4号） 2、リフォーム工事に係る工事契約書の写し又は請求書の写し（工事内容が分かるもの） 3、リフォーム工事代金領収書その他支払いが完了したことが分かる書類の写し（自らリフォーム工事を行った場合はリフォーム工事に係る材料代、機材等のリース代の請求書及び領収書） 4、写真（リフォーム工事の工事前及び工事後の状況が確認できるもの） 5、補助認定者の完納証明書その他市税の未納がないことが分かる書類 6、補助認定者の世帯全員の住民票【本籍・続柄が省略されていないもの】

（裏面へ続く。）

4、市からの補助金交付決定通知と交付額確定通知

- ・市は、前記3の提出書類の内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、申請者の方に通知します。

5、補助金の請求

- ・前記4の通知が届いたら中津川市空き家再生リフォーム事業補助金請求書（様式第5号）を市へ提出してください。

6、補助金の交付

- ・提出された請求書により、市から空き家再生リフォーム事業補助金を指定口座へ振り込みます。

7、空き家活用に係る協力依頼

- ・市から空き家の改修等に関し、補助金を交付した方にアンケートその他について調査協力等の依頼をします。その際は、ご協力をお願いします。

8、その他

- ・補助対象住宅の認定を取り下げる場合は、次の書類を市へ提出してください。
中津川市空き家再生リフォーム事業補助金対象住宅認定取下げ届（様式第3号）

この件に関するお問い合わせ先

中津川市市民部地域づくり協働課

電話 0573-66-1111（内線 4507）

FAX 0573-65-3338

Mail kyodo@city.nakatsugawa.lg.jp